

改元・10 連休に関するご案内

平素より東京厚生信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、令和元年 5 月 1 日の新天皇即位に伴い、同日の改元、同日を祝日とすることにより平成 31 年 4 月 27 日（土）から令和元年 5 月 6 日（月・祝）にかけて 10 連休となります。

当組合においては、改元・10 連休にともない、お客様にご不便をおかけすることがないように準備を進めております。

つきましては、改元・10 連休に関する当組合の取扱いを下記のとおり、ご案内申し上げますのでご参照のうえ、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご 注 意

改元を理由としたキャッシュカード詐欺等金融犯罪にご注意ください。
改元・10 連休に関する各種対応において、当組合職員や全国銀行協会の関係者がキャッシュカードをお預かりすることや、暗証番号をお尋ねすることは絶対にありませんのでご注意ください。

*窓口営業について

10 連休（4 月 27 日から 5 月 6 日）は、全ての店舗で窓口営業を休業させていただきます。

連休前後は、窓口が混み合うことが予想されます。日程・時間に余裕をもってご来店いただきますよう、よろしくお願いいたします。

*ATMについて

10 連休（4 月 27 日から 5 月 6 日）は、当組合設置の A T Mのご利用を休止とさせていただきます。

当組合のキャッシュカードは、提携金融機関・コンビニ等の A T Mでご利用いただけます。但し、提携金融機関・コンビニによってご利用可能日・ご利用時間が異なりますのでご注意ください。

*口座引き落とし、借入金返済について

10 連休中に公共料金等の口座振替日が設定されている場合、口座からの引き落としは連休後の 5 月 7 日（火）となります。

また、借入金の返済日が 10 連休中に設定されている場合も連休後の 5 月 7 日（火）が返済日となります。10 連休に返済日が設定されている場合で、5 月 7 日（火）に返済をすれば、延滞利息は発生いたしません。

公共料金の引き落とし金、借入金のご返済金について上記のような取扱いとなりますので、予め必要な資金を口座へご入金お願いいたします。

